

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進（<u>第四条の二</u>―<u>第五条</u>）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（法第八条の業務）</p> <p>第四条の二 法第八条の厚生労働省令で定める業務は、<u>鋳業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）</u>第四条に規定する事業における坑内作業の業務とする。</p> <p>（特殊関係事業主）</p> <p>第四条の三 法第九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業主は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 当該事業主の子法人等</p> <p>二 当該事業主を子法人等とする親法人等</p> <p>三 当該事業主を子法人等とする親法人等の子法人等（当該事業主及び前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 当該事業主の関連法人等</p> <p>五 当該事業主を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>2 前項に規定する「親法人等」とは、次の各号に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進（<u>第四条の二</u>・<u>第五条</u>）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（法第八条の業務）</p> <p>第四条の二 法第八条の厚生労働省令で定める業務は、<u>鋳業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）</u>第八条に規定する事業における坑内作業の業務とする。</p> <p>（新設）</p>

しくは事業上の関係からみて他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

二 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行つていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 第一項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

4 第一項に規定する「関連法人等」とは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び

営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役員に就任していること。

ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

（再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲等）

第六条（略）

2 第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十八号）附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第九条第二項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことその他事業主の都合とする。

様式第二号

（別紙参照）

附則

（削除）

（再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲等）

第六条（略）

2 第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、第九条第二項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことによる退職とする。

様式第二号

（別紙参照）

附則

6

法附則第六条の規定により読み替えて適用する法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一 定年

(削除)

二 解雇（自己の責めに帰すべき理由によるもの及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことによるものを除く。）その他事業主の都合

三 継続雇用制度がある場合における当該制度の定めるところによる退職

7

法附則第六条の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の厚生労働省令で定める理由は、法第九条第二項又は附則第五条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことによる退職とする。

公共職業安定所コード番号

(公共職業安定所で記入すること)

(改正後)

高齢者雇用状況報告書



高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿 平成 年 月 日

Main form containing sections for business information (事業主), industry classification (産業分類), continuous employment status (継続雇用制度), and labor force statistics (労働者数).

※事業主は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高齢者の雇用に関する状況を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)

公共職業安定所コード番号

(公共職業安定所で記入すること)

(現行)

高齢者雇用状況報告書



高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成24年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿 平成 年 月 日

事業 主	① (フリガナ) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)				②(フリガナ) 代表者氏名 (法人の場合)	記名又は署名
	③ 住 所 (法人にあっては主たる 事業所の所在地)	〒()			電話番号 FAX番号	
事業 の種類	④産業分類番号 (具体的内容)	⑤ 企業 規模	<input type="checkbox"/> イ ~ 30人 <input type="checkbox"/> ホ 301~ 500人 <input type="checkbox"/> ロ 31~ 50人 <input type="checkbox"/> へ 501~1,000人 <input type="checkbox"/> ハ 51~ 100人 <input type="checkbox"/> ト 1,001~5,000人 <input type="checkbox"/> ニ 101~ 300人 <input type="checkbox"/> チ 5,001人~	⑥労働組合の有無	<input type="checkbox"/> イ あり <input type="checkbox"/> ロ なし	⑦雇用保険適用 事業所番号
	⑧ 定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり <ul style="list-style-type: none"> →<input type="checkbox"/>イ 一律定年→年齢 歳 →<input type="checkbox"/>ロ 職種別定年→定年により離職することとなる最低年齢 歳 →<input type="checkbox"/>ハ 選択定年→選択可能な最高年齢 歳 				
⑨ 定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(平成 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(平成 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中(<input type="checkbox"/> イ) 社内検討中 <input type="checkbox"/> ロ) 労使協議中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし					
継続雇用 制度の 状況	⑩ 継続雇用制度	<input type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 (<input type="checkbox"/> イ) 自社 <input type="checkbox"/> ロ) 子会社等 <input type="checkbox"/> ハ) 自社及び子会社等 →b 対象 → <input type="checkbox"/> イ) 希望者全員を対象(歳まで雇用。 更に基準に該当する者を 歳まで雇用。 基準の根拠 (<input type="checkbox"/> a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使協定を締結せず就業規則等の み) → <input type="checkbox"/> ロ) 基準に該当する者を対象(歳まで雇用。 基準の根拠 (<input type="checkbox"/> a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使協定を締結せず就業規則等の み) <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)				
	⑪ 継続雇用制度の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり →a 平成 年 月より →b 継続雇用先 (<input type="checkbox"/> イ) 自社 <input type="checkbox"/> ロ) 子会社等 <input type="checkbox"/> ハ) 自社及び子会社等 →c 対象 → <input type="checkbox"/> イ) 希望者全員を対象(歳まで雇用。 更に基準に該当する者を 歳まで雇用。 基準の根拠 (<input type="checkbox"/> a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使協定を締結せず就業規則等の み) → <input type="checkbox"/> ロ) 基準に該当する者を対象(歳まで雇用。 基準の根拠 (<input type="checkbox"/> a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使協定を締結せず就業規則等の み) <input type="checkbox"/> ロ 基準の根拠を就業規則等から労使協定に改定(予定)(平成 年 月より) <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定を検討中(<input type="checkbox"/> イ) 社内検討中 <input type="checkbox"/> ロ) 労使協議中 <input type="checkbox"/> ニ 継続雇用制度の導入・改定予定なし				
⑫ 70歳以上まで働ける制度等の状況	<input type="checkbox"/> イ 希望者全員を対象とする制度や基準に該当する者を対象とする制度ではないが、自社又は子会社等で70歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている。 →対象 → <input type="checkbox"/> イ) 会社の実情に応じ、会社が必要と認める者を雇用。 → <input type="checkbox"/> ロ) その他何らかの方法で決めた対象者を雇用。 <input type="checkbox"/> ロ 自社又は子会社等以外の企業で70歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている。 (対象者の選定方法については問いません。) <input type="checkbox"/> ハ 制度として導入していない。 → <input type="checkbox"/> イ) 上記イ又はロの制度を含め、70歳以上まで働ける制度の導入予定あり。 → <input type="checkbox"/> ロ) 上記イ又はロの制度を含め、70歳以上まで働ける制度の導入を検討中。 (検討の余地がある場合を含みます。) → <input type="checkbox"/> ハ) 就業規則等に定めてはいないが、70歳以上まで雇用する慣行がある。					
⑬ 常用労働者数	総 数	~44歳	45~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳~
⑭ 過去1年間の離職者の状況	定年、継続雇用の終了又は解雇等による45歳以上65歳未満の離職者数 人 うち求職活動支援書を作成した対象者数 人(うち解雇等による45歳以上65歳未満の離職者数 人)					
⑮ 過去1年間の定年到達者等の状況	(a) 定年到達者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 定年による離職者数(継続雇用を希望しない者)	(c) 継続雇用者数	(d) 継続雇用を希望したが基準に該当しないことによる離職者数	(e) 継続雇用の終了による離職者数	
	人	人	人	人	人	人
高齢者雇用推進者	役職	氏名	記入担当者	所属部課	氏名	